

平成 30 年度 磐梯町人事行政運営等の状況

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため「磐梯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本町職員の任免・給与・福利厚生等に関する概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

①平成 30 年度採用試験の結果

	一次試験			二次試験		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
資格免許職 (幼稚園教諭)	6 人	5 人	2 人	1 人	1 人	6.0	0 人

※平成 30 年度に実施した採用試験の結果と、その試験により採用した職員数

②平成 30 年度事由別退職者数

定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	計
4 人	0 人	0 人	0 人	0 人	4 人

※平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日に退職した職員数

(2) 職員数の推移

区分 部門		職員数		増減
		H30. 4. 1	H31. 4. 1	
一般行政部門	一般行政部門	57 人	56 人	▲1 人
特別行政部門	教育	17 人	17 人	0 人
公営企業等会計部門	水道	3 人	2 人	▲1 人
	下水道	1 人	1 人	0 人
	その他	5 人	3 人	▲2 人
合計		83 人	79 人	▲4 人

※定数管理調査における職員数

※水道、下水道、その他（国保、介護など）は公営企業等会計部門に含む

2 職員の人事評価の状況

平成 30 年度人事評価の実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の理由
人数	83 人	78 人	5 人	育児休業
割合	100.0%	94.0%	6.0%	

3 職員の給与の状況

以下のリンクよりご覧ください。

磐梯町ホームページ「平成 30 年度町職員給与・定員管理の公表」

<https://www.town.bandai.fukushima.jp/uploaded/attachment/2377.pdf>

4 職員の勤務条件の状況

休暇に関する事項

1 年において 20 日の範囲内で付与され、20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

一般職員の年次有給休暇使用状況

職員全体	女性職員	男性職員
11.0 日	11.5 日	10.8 日

※平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の集計

5 職員の休業の状況

平成 30 年度育児休業などの取得状況

区分	取得可能な職員数	取得者数	取得率
女性	5 人	5 人	100.0%
男性	1 人	0 人	0.0%

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

※平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の集計

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0	3	0	0	3

※平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の集計

7 職員の服務の状況

職員の服務については、法第 30 条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。これらの服務規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成 30 年度の服務規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

(1) 取組内容

服務規律の厳正な保持について、随時職員に周知を図りました。また、全職員を対象とした服務規定研修会を実施しました。

(2) 周知方法等

メールにより全職員に周知を図ったほか、課長会議を通じて所属職員への周知徹底に努めました。内容及び回数は以下の通りです。

- ①適正な職務執行・・・3 回
- ②綱紀肅正・・・2 回
- ③公金管理の適正化・・・1 回
- ④窓口対応・・・1 回

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後 2 年間、職務上の行為（契約、許認可など）をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、法第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき遅滞なく任命権者にその旨を届け出なければなりません。

(2) 平成 30 年度届出・申請件数

- ①再就職者による依頼などの承認申請・・・該当なし
- ②再就職者から依頼などを受けた場合の届出・・・該当なし

9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職務の階層に応じて行う階層別の研修や、専門研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

平成 30 年度の主な研修の実施状況は次のとおりです。

(1) 町主催

- ①接遇研修・・・75 名
- ②メンタルヘルス研修・・・62 名

(2) 自治研修センター主催

基本研修・選択研修・・・11 名

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生

① 安全衛生管理体制

磐梯町職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

② 磐梯町職員倶楽部

職員親善スポーツ大会の開催、各種講座の開催などの事業を通じ、職員の健康増進および事務向上に資する福利厚生を実施しています。公費負担状況については以下のリンクよりご覧ください

磐梯町ホームページ「平成30年度磐梯町職員の福利厚生事業の公表について」

<https://www.town.bandai.fukushima.jp/uploaded/attachment/2312.pdf>

(2) 公務（通勤）災害

平成30年度公務（通勤）災害認定件数

公務災害・・・1件

12 公平委員会の業務の状況

(1) 平成30年度勤務条件に関する措置の要求の状況

① 係属事案・・・なし

② 完結事案・・・なし

(2) 平成30年度不利益処分に関する不服申立ての状況

① 係属事案・・・なし

② 完結事案・・・なし